



山形県公報

令和8年6月1日(月)

号 外 (23)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (森林ノミクス推進課) … 1

告 示

山形県告示第450号

令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和8年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	306.13
相沢川	117.69
田川	534.25
五十川～鼠ヶ関川	79.10
鮭川	607.08
小国川	274.82
銅山川～角川	399.71
北村山	483.06
寒河江川	224.67
月布川～朝日川	101.93
山形	278.06
白川	399.50
荒川	342.07
置賜	520.72
前川	25.66
日向川土砂流出防備保安林	12.04
相沢川	17.01
田川	340.09
五十川～鼠ヶ関川	143.90
鮭川	44.10
小国川	42.10
銅山川～角川	32.82
北村山	419.44
寒河江川	60.04

